

●CD/ATM時間外・休日利用手数料キャッシュバック・サービス規定●

(2021年4月1日現在)

○第1条(規定の目的)

本規定は、株式会社山陰合同銀行(以下「当行」という)が、当行の年金受給者に対して取引に応じて当行設置のCD/ATM時間外・休日利用手数料を返戻するサービス(以下「RCS」という)、およびそのサービスを受ける為の条件を定めたものです。

○第2条(サービスの内容)

- (1) RCSは毎月1日から月末までの1ヶ月間のCD/ATM時間外・休日利用手数料を一括してご利用口座に返戻するサービスです。
- (2) 年金をお受取りいただいている口座が対象となります。
- (3) 払戻口座への入金は、CD/ATMを利用した翌月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日)とします。
- (4) 入金日、入金金額についての事前の通知はいたしません。

○第3条(RCSの対象者)

RCSの対象者は当行の公的年金受給者で、年金をお受取りいただいているお取引店の月末時点の総預金の残高が10万円以上ある方とし、入金日現在、次条のいずれの項目にも該当しない方とします。また、対象となる取引は、上記の対象者の翌月1日から月末までの取引とします。

○第4条(RCSの資格の消滅)

以下のいずれかに該当したとき、その時点でRCSを受ける資格は消滅するものとします。

- (1) RCSの対象者が当行以外の金融機関に年金受取を指定替えしたとき
- (2) RCSの対象者が公的年金の受給権を喪失したとき
- (3) RCSの対象者が手数料払戻口座を解約したとき
- (4) RCSの対象者が死亡したとき

○第5条(終了、中止、変更等)

- (1) 当行は予告なしにいつでもRCSを終了もしくは中止し、または変更できるものとします。
- (2) 当行は、必要であると認めた場合はいつでも、本規定の内容を変更できるものとします。

○第6条(公租公課)

RCSによって返戻を受けた金額について公租公課が課せられる場合、RCSの対象者が負担するものとします。

○第7条(権利の譲渡、相続等)

RCSの対象者は、理由の如何を問わず、RCSにおける権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、または相続させることはできません。

○第8条(疑義等)

RCSに関して生ずる疑義は、当行の決するところのものとします。

○第9条(サービス内容等の変更)

- (1) サービス内容は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容の応じて相当の期間をおくものとします。